

成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場等の設置等に関し必要な事項を定め、葬祭場等の設置等をする事業主及び近隣関係住民等に対し協力を求めることにより、葬祭場等の設置等に伴う事業主と近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、もって良好な住環境の形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)葬祭場 業として葬儀(骨葬等を含む。以下同じ。)を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2)遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管(運送契約に基づく一時保管を含む。)する施設をいう。
- (3)エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。
- (4)葬祭場等 葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設をいう。
- (5)葬祭場等の設置 新築、増築(葬儀又は告別式が行われる部分、遺体保管所及びエンバーミング施設の床面積が増加する場合に限る。建築物の使用方法の変更において同じ。)、改築、建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (6)事業主 葬祭場等の設置又は管理運営をしようとするものをいう。
- (7)近隣関係住民等 葬祭場等の敷地境界から水平距離が 150mの範囲内にある土地又は建築物の所有者及び占有者並びにその範囲に存する自治会等の長をいう。

(事業主の責務)

第3条 事業主は、周辺の住環境並びに生活環境等に及ぼす影響を十分に配慮し、第 9 条に規定する環境整備事項及び第 10 条に規定する管理運営事項の内容に適合するよう葬祭場等の設置並びに葬祭場等の管理及び運営を行い、併せて近隣関係住民等から寄せられた意見に対し誠意をもって対応し、良好な関係を損なわないよう努めるものとする。

(近隣関係住民等の責務)

第4条 近隣関係住民等は、事業主から葬祭場等の設置の計画について事前に説明の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(事前協議)

第5条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、事前協議書(第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

2 事業主は、前項の規定により事前協議書を提出したときは、次条の規定による協定の締結のため、次に掲げる事項について市長と協議を行うものとする。

- (1)近隣関係住民等への周知及び説明の方法

(2)当該事業の計画内容の第9条及び第10条の規定への適合性

(3)その他良好な住環境の形成のために必要な事項

(協定の締結)

第6条 事業主は、前条第2項の規定による協議により、市長との合意に達した場合は、協定書(第2号様式)により合意事項について市長と協定を締結するものとする。

(標識の設置等)

第7条 事業主は、事業計画の内容を近隣関係住民等に周知させるため、第5条第1項の規定による事前協議書の提出後すみやかに当該建築物の敷地の見やすいところに標識(第3号様式)を設置し、その旨を標識設置・変更届(第4号様式)により市長に届け出るものとする。

2 前項の標識は、次に掲げる日のうち最も早い日を起算日として、少なくとも60日前から設置するものとする。

(1)建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)の日

(2)確認申請に伴う許可(建築基準関係規定によるものを含む。)又は認定の手続を行おうとする日

(3)葬祭場等の設置に係る工事を着工する日

(4)葬祭場等の営業を開始する日

3 第1項に規定する標識は、第11条の規定による設置完了報告書の提出をする日までの間、設置するものとする。

(説明会等)

第8条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、前条第1項に規定する標識の設置後すみやかに、次に掲げる事項について説明会、個別訪問その他これらに類する方法(以下、「説明会等」という。)により近隣関係住民等に対して周知するとともに、当該近隣関係住民等の理解を得るよう努めるものとする。ただし、事業主に過失がなくその周知すべき近隣関係住民等を確知することができないときはこの限りでない。

(1)葬祭場等の敷地の形態及び規模並びに敷地内の建築物、自動車駐車場、自転車駐車場、外構、広告塔その他の看板及び付近の建築物の位置の概要

(2)葬祭場等の規模、構造及び用途

(3)葬祭場等の設置に伴い生じる周辺的生活環境に及ぼす影響とその対策

(4)葬祭場等の工期、工法及び作業方法

(5)葬祭場等の工事による危害防止策

(6)葬祭場等の管理運営体制及び営業形態

2 事業主は、前項の説明会等を行ったときは、近隣関係住民等説明会等報告書(第5号様式)を市長に提出し、その内容及び近隣関係住民等から寄せられた意見に対して事業者が対応した内容等について報告するものとする。

3 事業主は、当該事業によって生じるすべての紛争等について、解決するために誠意をもって対応するものとする。

(環境整備事項)

第9条 事業主は、葬祭場等の設置をしようとするときは、次に掲げる事項に適合するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の敷地は、原則として有効幅員 6m以上の道路に接すること。
- (2) 葬祭場等の外壁やこれに代わる柱などの面から隣地境界線までの距離は 1m以上とすること。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。
- (3) 葬祭場等の敷地内は樹木等により緑化の推進に努めること。
- (4) 葬祭場等の自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の床面積 100 m²あたり 1 台以上を、当該台数が 5 台未満になる場合は 5 台以上を、葬祭場等の敷地内又はその近傍地に確保すること。
- (5) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも 1 台分については遺体搬送用自動車又は霊きゅう車のための駐車場とし、ストレッチャー及びひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保すること。
- (6) 葬祭場等の自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。
- (7) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営事項)

第10条 事業主は、葬祭場等の管理運営について次に掲げる事項を遵守するものとするほか、近隣関係住民等の意向を尊重するものとする。

- (1) 花環等の設置は、葬祭場等の敷地内のみとし、道路に面して設けないこと。
- (2) 通夜、告別式等は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
- (3) 遺体又はひつぎの運搬作業を行うときは、敷地内で行い、遺体又はひつぎが当該葬祭場等の外部から視認されないよう配慮すること。
- (4) 葬儀等に関する音が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策を行うこと。
- (5) 線香の臭気等が近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう防臭対策を行うこと。
- (6) 廃棄物及び排水を適正に処理すること。
- (7) 葬儀等の際、一時的に駐車場の不足が見込まれる場合は、会葬者の自動車による来場を自粛するよう促し、又は交通誘導員を配置し、必要に応じて近隣の駐車場を案内する等、路上駐車防止策を講ずること。
- (8) 管理及び運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかに対応すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、近隣関係住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(葬祭場等の設置完了の報告)

第11条 事業主は、第 5 条第 1 項の規定により事前協議書を提出した葬祭場等の設置が完了したときは、遅延なく設置完了報告書(第 6 号様式)を市長に提出するものとする。

(計画変更および事業主変更)

第12条 事業主は、第 5 条第 1 項の規定により提出した事前協議書に係る葬祭場等の計画を変更し、又

は事業主を変更しようとするときは、速やかに計画変更届(第7号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 葬祭場等の計画の変更において周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であると認められる場合、前項に規定する変更の手続は要しないものとする。
- 3 事業主は、第5条第1項の規定により提出した事前協議書に係る葬祭場等を譲渡又は賃貸する場合は、この要綱に基づき締結した協定の内容等について、譲受人又は賃借人に周知・継承し、譲受人又は賃借人は、これを遵守するものとする。

(勧告)

第13条 市長は、第5条の規定による協議を行わない事業主、同条の規定による協議において合意に達しなかった事業主(協議中の事業主を含む)又は第6条の規定により締結した協定の合意事項を実行しない事業主に対して、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に市に存する又は葬祭場等の設置に係る工事が着手されている葬祭場等については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

葬祭場等設置計画概要書

1 計画の概要

1 用途地域		2 種別	3 構造	4 階数	5 高さ
(1) 第二種中高層住居専用地域 (2) 第一種住居地域 (3) 第二種住居地域 (4) 準住居地域 (5) 近隣商業地域 (6) 商業地域 (7) 準工業地域 (8) 工業地域 (9) その他 ()		(1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 使用方法の変更等	(1) W (2) S (3) RC (4) SRC (5) その他	地上階 地下階	m 日影規制 ・対象 ・対象外
6 敷地面積		7 建築面積		8 延べ面積 (建物全体)	
m ²		m ²		m ²	
9 葬祭場等の用に供する部分の床面積		10 葬祭場等以外の用に供する部分の床面積		11 遺体保管設備の有無	
m ²		m ²		有 () 体 無	
12 自動車駐車場			13 自転車駐車場		14 緑地
敷地内	近傍地	敷地内	近傍地	m ²	
台	(所在 :)	台	(所在 :)		
m ²	台	m ²	台		
	m ²		m ²		

(第三面)

2 設置及び管理運営にあたっての対応策

	項目	対応策 (要旨)
環境整備事項	接道条件	
	隣地境界線からの距離	
	緑化の推進	
	自動車駐車場	
	自転車駐車場	
	周辺環境への配慮	
	その他	
管理運営事項	花環設置制限	
	通夜、告別式等の場所	
	ひつぎ等の搬出入	
	防音・防臭対策	
	廃棄物処理	
	交通渋滞及び事故防止対策	
	近隣対応	
	その他	
	管理・運営についての問い合わせ先	氏名 所属・電話

第2号様式（第6条関係）

協 定 書

成田市 〃 に設置する「 〃 」
について、成田市（以下「甲」という。）と事業主の 〃（以下「乙」という。）は、
「成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第6条の規定に基づき協定
を締結する。

記

（総 則）

第1条 乙は、指導要綱第1条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱の趣旨及び本協定内容を遵守するものとする。

（環境整備事項）

第2条 乙は、指導要綱第9条の規定に基づき、当該施設の環境整備事項について、指導要綱第5条第2項の協議で合意に達した内容のとおり整備するものとする。

（管理運営事項）

第3条 乙は、指導要綱第10条の規定に基づき、当該施設の管理運営事項について、指導要綱第5条第2項の協議で合意に達した内容のとおり管理運営を行うものとし、事業により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、当事者間で十分協議を行うものとする。

（近隣関係住民等との調和）

第4条 乙は、当該事業地及び周辺地域の生活環境並びに商業環境等に及ぼす影響に十分配慮し、近隣関係住民等との良好な近隣関係を損なうことのないよう誠意をもって対応するものとする。

2 乙は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（計画変更及び事業主変更）

第5条 乙は、指導要綱第12条第1項の規定に基づき、計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに甲にその旨を申し出るものとする。

（譲受人等への周知）

第6条 乙は、指導要綱第12条第3項の規定に基づき、当該設置計画又は設置する葬祭場等を譲渡又は賃貸する場合は、この協定書の内容等について、あらかじめ書面により譲受人又は賃貸人に周知・継承するとともに、甲に書面の写しを提出するものとする。

(葬祭場等の設置完了の報告)

第7条 乙は、当該施設の設置が完了した時点で、甲に対して遅滞なく葬祭場等の設置完了の報告を行うものとする。

(協定の解除)

第8条 乙が、指導要綱第13条の規定に基づき勧告を受けたにもかかわらず、指導要綱の規定に反している場合は、本協定を解除するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通保有する。

年 月 日

甲

千葉県成田市花崎町760番地
成田市長

乙 事業主

住 所

氏 名

第3号様式（第7条関係）

90cm 以上

葬祭場等設置計画のお知らせ				
葬祭場等の名称				
建築敷地の地名地番				
葬祭場等の概要	建築物の用途		葬祭場等の種別	
	変更前の用途		工事種別	
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	延べ面積	m ² (葬祭場等の用に供する部分の床面積 m ²)		
	構造		基礎工法	
	階数	地上 階 地下 階	高さ	m ²
着工予定		年 月 日	完了予定	年 月 日
事業主	住所 氏名	電話 ()		
設計者	住所 氏名	電話 ()		
施工者	住所 氏名	電話 ()		
標識設置年月日		年 月 日		
<p>この標識は、成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第7条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>上記葬祭場等設置計画についての説明の申出は、下記へご連絡ください。</p> <p>(連絡先) 電話 ()</p>				

90cm 以上

(備考) 設置する標識については、白地に黒色で表示したものとする。

年 月 日

（あて先）成田市長

住所
（事業主）

氏名

電話 （ ）

〔 法人の場合は、事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 〕

標 識 設 置 （ 変 更 ） 届

成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第7条第1項の規定に基づき、下記葬祭場等に係わる標識を 年 月 日に設置（変更）したので届け出ます。

記

葬祭場等の名称					
設計者住所・氏名		電話 （ ）			
施工者住所・氏名		電話 （ ）			
葬祭場等の位置	地名地番				
	用途地域				
	その他の地域・地区				
建築物の用途		葬祭場等の種別			
(変更前の用途)		工事種別			
計画に係る建築物	高さ			階数	地上 階・地下 階
	構造			基礎工法	
敷地面積		m ²	建築面積		m ²
延べ面積		m ²	葬祭場等の用に供する部分の床面積		m ²
着工予定		年 月 日	完了予定		年 月 日
説明の申出連絡先					

案内図

標識設置位置図

(注) 別紙で、計画建築物の配置図を添付してください。

(第3面)

標識設置状況 (遠影及び近影の写真を貼付けすること)

第6号様式（第11条関係）

設置完了報告書

年 月 日

（あて先）成田市長

（事業主）住 所

氏 名

電 話 （ ）

（法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称ならびに代表者の氏名）

成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第11条の規定に基づき、下記葬祭場等の設置が完了した旨を報告します。

記

葬祭場等の名称	
葬祭場等の位置	（地名地番）成田市
設置完了日	年 月 日
設 計 者	住 所 氏 名 連絡者氏名 電話（ ）
施 工 者	住 所 氏 名 連絡者氏名 電話（ ）
備 考	

第7号様式（第12条関係）

計 画 変 更 届

年 月 日

（あて先）成田市長

（事業主）住 所

氏 名

電 話 （ ）

（法人にあつては、その事務所の所在地
及び名称ならびに代表者の氏名）

成田市葬祭場等の設置等に関する指導要綱第12条第1項の規定に基づき、下記の設置計画について、計画の内容を変更したく別添図書とともに届け出ます。

記

葬祭場等の名称	
葬祭場等の位置	（地名地番）成田市
事前協議書提出	年 月 日 第 号
変 更 内 容	

※変更内容のわかる資料を添付してください。